



宮崎労働局発表  
平成29年3月23日 解禁

【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室  
室長 桑原 光照  
監理官 上田 徹也  
室長補佐 田之上睦子  
(電話) 0985(38)8821

## 平成29年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

### ーアルバイトを始める新入学生が多い4月からキャンペーンを実施ー

厚生労働省では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、全国の大学生等を対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

これを受け、宮崎労働局（局長 元木賀子）は、大学生等の学業とアルバイトの両立をサポートするため、以下の取組を実施いたします。

#### << 重点的に呼びかける事項 >>

- ①労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
- ②学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトの適切な設定
- ③学生アルバイトの労働時間の適正な把握
- ④学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ⑤学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

#### << 実施事項 >>

- ☆ 学生数が多い大学等を中心に、出張相談を行います。
- ☆ 大学等からの依頼により、労働法制に関する講師派遣等を行います！
- ☆ 学生からの相談に重点的に対応するため、宮崎労働局や県内4つの労働基準監督署に設置している「総合労働相談コーナー」に「若者相談コーナー」を設置します。
- ☆ 地方公共団体、関係労使団体、大学等の協力を得ながら、キャンペーンの広報や啓発活動を行います！

## －添付資料－

以下の資料をクリックしていただくと関係資料（PDF ファイル）が確認できます。

### 【資料 1】

[就職・アルバイトを始める前に知っておきたい！労働法クイズ \( 3.4MB \)](#)

### 【資料 2】

[学生・生徒の皆さんへ アルバイトのトラブル こんな事で困っていませんか？  
\( 1.2MB \)](#)

### 【資料 3】

[スマートフォン等で労働法を簡単に学ぶことができる若者向けの e - ラーニング教材「e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法～Let's study labor law～」  
\(\[http:// laborlaw.mhlw.go.jp/\]\(http://laborlaw.mhlw.go.jp/\)\) \( 4.7MB \)](#)

### 【資料 4】

[学生の皆さんへ アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント \( 342KB \)](#)

### 【資料 5】

[学生の皆さんへ 学生アルバイトのトラブルQ&A \( 262KB \)](#)